

公立病院改革プランの概要

団 体 名		宇和島市					
プランの名称		宇和島市病院事業改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 31 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ~ 平成 25 年度					
病院の現状	病 院 名	宇和島市立吉田病院					
	所 在 地	愛媛県宇和島市吉田町北小路甲217番地					
	病 床 数	144床(一般96床・療養48床)うち一般44床休床					
	診 療 科 目	内科、外科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、循環器科、歯科 (全12科目)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>大学等に医師の確保を働きかけ、現在実施している訪問診察、訪問看護、訪問リハビリなどの在宅医療の充実を図る。</p> <p>救急告示病院として地域の1次医療、2次医療の要請に応じながら、受入患者の容態によっては3次救急を担っている市立宇和島病院へつないでいく体制を維持していく。</p> <p>市立宇和島病院との連携により、急性期治療後の受け皿となるなど病院機能に応じた亜急性期医療を充実していく。</p> <p>リハビリテーション医療、健診・医療相談、研究研修を実施する。</p> <p>吉田地区に一般病院がなく、また小児医療機関等もないことから、小児医療、産婦人科などの不採算部門の診療を維持し、地域医療の水準の確保を図る。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>以下の項目に関して、繰り出し基準に基づく繰り出しを行う。</p> <p>建設改良費:当該年度建設改良費のうち特定財源を除いた額の1/2 企業債元利償還金の1/2~2/3</p> <p>リハビリテーション医療に要する経費:リハビリ部門に要する費用 - 収益</p> <p>小児医療に要する経費:小児医療に要する費用 - 収益</p> <p>救急医療の確保に要する経費:救急告示病院Bランク</p> <p>高度医療に要する経費:高度医療機器に係る元利償還金の1/2</p> <p>保健衛生行政事務費:医療相談員設置に要する経費として人件費相当を積算</p> <p>不採算地区病院運営費財政措置経費</p> <p>研究研修費:医師、看護師の研究研修に要する経費の1/2</p> <p>基礎年金拠出金に係る公的負担額</p> <p>児童手当に要する経費</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	77.7	81.6	93.9	95.7	99.4	単位:%
	職員給与費比率	88.0	81.6	71.4	72.7	69.0	単位:%
	病床利用率(一般病床)	40.7	43.8	68.8	89.2	89.2	許可病床
		75.2	80.8	89.2	89.2	89.2	稼働病床
	医業収支比率	76.9	81.8	93.1	92.6	96.3	単位:%
	一日平均患者数(入院)	85	87	113	113	113	単位:人
	一日平均患者数(外来)	206	191	200	200	200	単位:人
	患者一人1日当たり診療収入(入院)	16,413	16,711	17,598	17,598	17,598	単位:円
	患者一人1日当たり診療収入(外来)	5,205	5,578	5,700	5,700	5,700	単位:円
	職員一人1日当たり診療収入(医師)	282,332	293,892	368,443	368,443	368,443	単位:円
職員一人1日当たり診療収入(看護部門)	42,412	44,149	55,348	55,348	55,348	単位:円	
上記目標数値設定の考え方		回復期リハビリテーション病棟を開設することや一般会計繰入金金の確保などにより、平成25年度に経常収支の黒字化を目指す。 (経常黒字化の目標年度:25年度)					

				団体名 (病院名)	宇和島市 (宇和島市立吉田病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
救急患者数(救急車搬入数)		943(57)	956(64)	956(64)	956(64)	956(64)	単位:人
訪問診察件数		369	468	491	516	542	単位:件
訪問看護件数		1,787	1,862	1,955	2,053	2,156	単位:件
年間入院患者数		30,920	31,755	41,245	41,245	41,245	単位:人
年間外来患者数		50,475	48,600	49,000	49,000	49,000	単位:人
経営 効率化 に係る 計画	数 値 目 標 達 成 に 向 け て の 具 体 的 な 取 組 及 び 実 施 時 期						
	民間的経営手法の導入	経営情報の分析強化 医事管理業務、清掃業務、機械設備管理などについては既に民間委託しており、今後とも費用対効果を見極めながら民間委託を進める。 人員管理の徹底を図り効率的配置に努める。					
	事業規模・形態の見直し	平成22年度より、現在一般病床96床、療養病床48床の病床数から一般病床42床、療養病床48床、回復期32床へと許可病床を122床に削減し、病床利用率の向上に努める。					
	経費削減・抑制対策	人件費の抑制に努め、看護師の退職者補充については可能な限り嘱託職員で対応する。 光熱水費、燃料費の節約に努める。 駐車場管理業務の見直し(H20.4月から) 診療材料・医薬品等の3病院の共同購入制の導入により、材料費の抑制を図る。 物品購入や各種管理委託業務に関しては、今までより広いエリアで該当業者を公募して、競争原理を働かせて経費の削減に努める。					
	収入増加・確保対策	関連大学への継続的な医師確保の要請と県医師確保対策事業(ドクターバンク事業)等やホームページを活用し、医師数の増加を図る。 救急患者の受け入れを増やし、患者増加を図っていく。 定期的な請求書の送付や訪問徴収を実施し、未収金の回収を目指す。 医事システムの更新を行いレセプト管理システムを導入し、診療報酬の請求漏れを防止していく。 平成21年度より回復期リハビリテーション病床を導入し、現在休床中の病棟再開を目指す。					
その他	平成19年度より老人クラブ等団体総会に出向き看護師が血压測定や相談を実施し外来患者増加につなげていく。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
そ の 他 の 特 記 事 項	病床利用率の状況 (一般病床)	17年度	52.2%	18年度	27.6%	19年度	40.7%
	稼働病床ベース		52.2%		50.9%		75.2%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名
(病院名)

宇和島市
(宇和島市立吉田病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	<p>宇和島圏域(宇和島市・北宇和郡・南宇和郡)に、以下の病院が設置されている。</p> <p>市立宇和島病院(一般426床、結核5床、感染症4床) 宇和島市立吉田病院(一般96床、療養48床) 宇和島市立津島病院(一般88床、療養45床)</p> <p>(社)宇和島社会保険病院(一般200床) 鬼北町立北宇和病院(一般55床、療養45床) 愛媛県立南宇和病院(一般199床) 愛南町国保一本松病院(療養60床)</p>	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	<p>地域の中核的な病院として重要な役割を担っており、地域の医療機関相互の連携の中心となることが期待されている。</p>	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<p><時期></p> <p>毎年度の点検時に方向性を見直す。</p>	<p><内容></p> <p>市立宇和島病院は救急救命センターを併設しており、南予の中核病院として位置づけを求められており、鬼北町、西予市、愛南町からも救急受入等を行い、市内医師会等とは地域連携により開放病床において、かかりつけ医が患者を診療できる体制づくりを実施している。</p> <p>市立宇和島病院は、新病院建設を機に、急性期病院に特化することとし、吉田・津島病院は旧町エリアの医療サービスを支え、また宇和島病院からの急性期を脱した患者の受入や、老人保健施設への協力や在宅医療等を行う施設としてサービス提供を行っている。</p>
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<p><時期></p> <p>平成22年4月1日</p>	<p><内容></p> <p>宇和島市病院等事業(3病院・2介護老人保健施設)を地方公営企業法の全部適用に移行。</p>
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<p>「(仮)宇和島市病院事業改革プラン評価委員会」を設置し、毎年度の決算と合わせて改革プランの取り組み状況の点検、評価、公表を行う。 その結果等については、ホームページ等により公表する。</p>	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	<p>「(仮)宇和島市病院事業改革プラン評価委員会」の審議を経て、毎年9月末までに公表する。</p>	
	その他特記事項	<p>特になし。</p>	

(別紙)

団体名 (病院名)	宇和島市 (市立吉田病院)
--------------	------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度 区分		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		収入	1. 医業収益 a	598	792	824	1,052	1,052	1,052
	(1) 料金収入	582	770	802	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
	(2) その他	16	22	22	47	47	47	47	47
	うち他会計負担金	3	2	9	28	28	28	28	28
	2. 医業外収益	54	53	45	63	89	88	87	86
	(1) 他会計負担金・補助金	44	44	36	54	80	79	78	77
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	10	9	9	9	9	9	9	9
	経常収益(A)	652	845	869	1,115	1,141	1,140	1,139	1,138
支出	1. 医業費用 b	1,052	1,030	1,007	1,130	1,136	1,093	1,140	1,059
	(1) 職員給与費 c	753	697	672	751	765	726	766	698
	(2) 材料費	84	118	129	169	169	169	169	169
	(3) 経費	141	150	147	155	149	147	155	143
	(4) 減価償却費	70	62	56	52	50	49	48	47
	(5) その他	5	3	3	3	3	2	2	2
	2. 医業外費用	60	58	58	57	56	54	53	39
	(1) 支払利息	46	44	29	28	27	25	24	24
	(2) その他	14	14	29	29	29	29	29	15
	経常費用(B)	1,112	1,088	1,065	1,187	1,192	1,147	1,193	1,098
	経常損益(A)-(B)(C)	461	243	196	72	51	7	54	40
特別損益	1. 特別利益(D)	23	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	44	0	1	1	1	1	1	1
	特別損益(D)-(E)(F)	21	0	1	1	1	1	1	1
	純損益(C)+(F)	481	243	197	73	52	8	55	39
	累積欠損金(G)	834	1,077	1,274	1,347	1,399	1,407	1,462	1,423
不良債務	流動資産(ア)	159	194	258	261	263	259	263	258
	流動負債(イ)	1,151	1,521	1,701	1,741	1,761	1,721	1,731	1,651
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)								
	不良債務 差引{(イ)-(エ)}-((ア)-(ウ)) (オ)	992	1,326	1,443	1,480	1,498	1,462	1,468	1,393
	単年度資金不足額(カ)	515	335	117	37	18	36	6	75
	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	58.6	77.7	81.6	93.9	95.7	99.4	95.5	103.6
	不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	165.8	167.5	175.1	140.7	142.4	139.0	139.5	132.4
	医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	56.8	76.9	81.8	93.1	92.6	96.3	92.3	99.3
	職員給与費対医業収益比 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	125.8	88.0	81.6	71.4	72.7	69.0	72.8	66.3
	地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)	992	1,326	1,443	1,480	1,498	1,462	1,468	1,393
	地方財政上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	165.8	167.5	175.1	140.7	142.4	139.0	139.5	132.4
	地方公共団体の財政の健全化に関する 法律上の資金不足比率	165.8	167.5	175.1	140.7	142.4	139.0	139.5	132.4
	病床利用率	45.2	58.7	60.4	78.5	92.6	92.6	92.6	92.6

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円 = ('22年度不良債務額 20百万円) - ('21年度不良債務額10百万円)

団体名 (病院名)	宇和島市 (市立吉田病院)
--------------	------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収入	1. 企業債		168	15				2	
	2. 他会計出資金	71	72	4					
	3. 他会計負担金	3	2	76	64	64	41	29	28
	4. 他会計借入金								
	5. 他会計補助金								
	6. 国(県)補助金								
	7. その他								
	収入計 (a)	74	242	95	64	64	41	31	28
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)								
	前年度許可債で当年度借入分 (c)								
純計(a) - ((b) + (c)) (A)	74	242	95	64	64	41	31	28	
支出	1. 建設改良費		1	29				3	
	2. 企業債償還金	112	280	108	98	97	62	44	42
	3. 他会計長期借入金返還金	69	30	30					
	4. その他		66						
支出計 (B)	181	377	167	98	97	62	47	42	
差引不足額 (B) - (A) (C)	107	135	72	34	33	21	16	14	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金			72	34	33	21	16	14
	2. 利益剰余金処分量								
	3. 繰越工事資金								
	4. その他	107	135						
計 (D)	107	135	72	34	33	21	16	14	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)									
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収益的収支	(0) 46,534	(0) 46,629	(0) 38,532	(0) 82,364	(0) 108,102	(0) 106,951	(0) 106,239	(0) 105,270
資本的収支	(0) 74,352	(0) 74,089	(0) 76,140	(0) 64,121	(0) 63,584	(0) 40,567	(0) 28,692	(0) 27,374
合計	(0) 120,886	(0) 120,718	(0) 114,672	(0) 146,485	(0) 171,686	(0) 147,518	(0) 134,931	(0) 132,644

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。